

## 医療法人等の申告について

事業税では、医療法人等が行う社会保険診療等の診療に係る所得については、課税除外となります。

申告に際しては下記の書類を併せて提出くださるようご協力お願いいたします。

### 記

1	所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
2	医療法人等の所得金額計算書
3	貸借対照表及び損益計算書（写）
4	法人税申告書 別表4（写）
5	法人税 勘定科目内訳明細書 「雑益、雑損失等の内訳書」（写）

◎ 上記の書類は欠損の場合でも同様です。

◎ 損益計算書の計上金額と計算書に記載された金額が一致しない場合は、確認できるものを添付してください。